

福祉文教常任委員会審査報告書

令和5年12月14日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

福祉文教常任委員会委員長 瀧野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
陳情第7号	介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情	一部採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○陳情第7号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書提出についての陳情

説明者：なし

意見①：前年議会で提出されていた二つの陳情が、今回は一つとなって提出されたものである。医療・介護の人員増と処遇改善を求めるものは、委員会では一部採択で議決。介護保険制度の改善を求めるものは、委員会は不採択。本会議では、どちらも採択になっていたものである。

意見②：前回は医療の部分が入っていたが、今回は介護に特化しているものである。介護保険は第9期に向けて、国の法制度が確定しない状況であり、町も事業者も大変苦慮しながら来年度予算や事業見込みを立てている。社協でも人員確保が難しい状況。社会的入院で介護利用者が減り、大変厳しい状況もある。退院して家庭に戻る時の連携がとれていない場合もあり、皆さんが苦勞されている。家族介護で心を壊される家族も増えていると聞く。そういう面で、ただ制度そのものをうまくやればよいという問題ではなくなってきている。町の状況を見ながら考えなければならない。

意見③：陳情内容が4点あるが、中身の審議をした場合、項目毎に採択・不採択という点もあり、一部採択の可能性も視野に入れたい。

意見④：説明員がないが、陳情趣旨の2023年末までに結論を出すという点は、どうなっているのか。

意見⑤：まだ結論は聞こえてきていない。

- 意見⑥：陳情項目の4項目のうち、2の「見直しを実施しないこと」という点はどうか。介護保険も制度設計の見直しをしないと持続可能性がないので、政府も四苦八苦している状況。この様な陳情事項が入っていることが良いのかどうか。自分も一部採択という考えである。
- 意見⑦：利用料の2割負担は、もう導入されている。現役並みが3割、そこを広げていくという考えがある。国の社会保障費が莫大になることを抑えようと考えるか、町民の暮らしを守る立場で考えるかで大きく変わってくる。保険料を払っても利用しないままで亡くなる方も大勢いる。介護保険は高齢化率が4割という中での保険料である。町民と話をする、介護保険については、使う、使わないに関わらず、保険料が高いという声が出てくる。介護給付費をどう減らすかが国の大きな課題である。
- 意見⑧：公助・共助・自助のバランスをどう取るのか。自分のことは自分でやるのが原則。出来ないから共助があり、公助がある。はじめから公助があるわけではない。自分で努力することが必要。ただし、負担できる人と出来ない人のバランスは見るべき。何でも払いきれないからということではなく、払う努力もしてもらわなければならない。その点が陳情の中では全額公費となっているので、1から4までの項目は一緒にしてよいのか。一部採択があり得ると考えている。
- 意見⑨：飯綱町の場合、介護予防にも努力をしている。住民の皆さんも、よく理解し、実行されている。国は在宅介護で家庭が壊れていくという状況の中で、介護の社会化を打ち出して、介護保険が作られたという経緯を見ても、国として行うべき責任はあると認めている。介護保険は、期を重ねる毎に使いつらい状況、使える人の幅が狭まっている。
- 意見⑩：陳情事項1の、介護保険制度の抜本的な見直しは訴えていく必要があると思う。2は、まだ決定していないとは言え、政府の方針を言っている。財源的な問題から利用料2割負担の対象者の拡充を目指していると考え。3の介護報酬の引き上げは、利用者負担も上げざるを得ないという理由になるので、サービスの利用に支障が無いように利用料負担の軽減の対策を講じるというのは表裏の関係。4の全額公費負担は、ありえるのか。社協は町から補助があり、それに該当するかと思うが、介護従事者に給料を支払っている会社への全額公費は納得がいかない。
- 意見⑪：4は、今までもヘルパー、介護福祉士等の直接の介護従事者に対しては、国も補正予算を組みながら一人2000円を出してきている。そこに付随するケアマネージャー等、事務をつかさどる人には出てこない。企業はその部分を負担しながら、従業員全員の給料が上がるように手立をしているのが現状。ケアマネージャーがいなければ介護保険自体が回らないことを考えると、当然、事務職にも公費により給料を上乗せすることは重要。3については、1の抜本的な見直しの中の具体的に重要な項目として考えていると思う。

- 意見⑫：介護の現場の人が大変であるのは当然のことである。どの業種でも人材不足で簡単には増えない。処遇改善をして、少しでも介護の方に振り向いてもらう状況を作るべきだと思う。だからと言って全額、国がある法人に補助をするのはどうか。確かに飯綱町社協は大変な立場で仕事をしていただいているが、組織としては業務委託契約を結んでいるので、その中でどう負担をしていくか。町は社協と話し合っ、少しでもそのお金が介護職員等の処遇改善に繋がっていくことが必要。解決はそういった方法でやっていくほかないのではないか。利用料の2割負担の対象者の拡大も、全員が2割負担するのではなく、払える人が払うということ。場合によっては3割払っている人もいる。払える範囲で払っていただき、介護保険の利用を皆が出来るようにしていこうということ。3のサービスに支障が生じないようというのは、当たり前の話である。
- 意見⑬：介護保険導入前は、「措置」で国等で全て費用負担をしていた。それではやっていけないので、皆でお金を出し合っ、社会として多くの人達が助け合いましょうというのが制度の始まりである。住民の皆さんも自分の出来る負担はきちんと補っ、いこうとしているが、これ以上は厳しいという声があるのも事実である。
- 意見⑭：陳情趣旨は理解できる。陳情事項については、介護報酬の引き上げは賛成。そのためにどうしたら良いかと言うと、今の保険収入では賄えない。保険料の見直しは容認できる。陳情事項の中で、願意に整合性が取れない部分があるので一部採択で審議していただきたい。具体的には2・3の表現を適切にして欲しい。4は全額公費の文言を削除して欲しい。
- 意見⑮：原案通り判断しなければならない。これを変更すると趣旨を変えてしまうことになる。どの部分が強調されているのかを考えなければならない。文章を直すよりも、採択か不採択かで考えた方が良いのではないか。
- 意見⑯：2・3・4を削除して一部採択にしたい。介護従事者の給与を全産業平均まで引き上げることについては、国も実績として、これまで7万5000円程の改善を行ってきている。まだ全産業に比べると平均賃金は低いが、少しずつ改善されてきている。それも合わせながら持続可能性を高めているということが大事だと考える。
- 意見⑰：意見書案の前文の内容は良い。抜本的な制度の改善はしなければいけないと皆が思っているが、なかなか進まない。上の文章からすると、2・3・4はどうか。1のみで良いと思う。
- 意見⑱：3について、介護報酬が増えないと事業者は厳しいという現実をきちんと見なければならない。ただ付随して利用者負担が増える。3を削除すると、介護事業者自らが雇用をしている人たちの給与を上げることは当然厳しい状況にあることを解決できないことに繋がる。矛盾しているようで、介護保険制度自体が矛盾の中で動いている姿を現している。そこを是正するために出された陳情内容であると思う。

反対討論：なし

賛成討論：介護保険制度は、期を重ねるごとに利用しづらく、負担が増え、事業所、介護従事者にとって、大変厳しい現状に繋がってきている。介護従事者の人材不足も大きな社会問題である。これを改善するには小手先では無理である。2025年問題等、国がきちんと分析をし、何をすべきか、財政問題よりも、国民の生活をどう守って、見直すのかの観点が不可欠である。特に3については、介護報酬を引き上げないで、介護事業所をどう維持していくのか。これ以上、事業所が減らないようにしないと大変厳しいと思う。利用者負担も出てくる。これ以上、負担を増やさないことも、住民の生活実態を見た中での判断が重要である。今回の陳情は、原文のまま意見書として提出すべきと考える。

一部採択採決の結果：陳情項目2・3・4を削除する一部採択とすべきとの意見が出され、採決の結果、賛否同数。委員長裁決で一部採択とした。